

出国時の市税の納付手続きはお済みですか

個人市民税・県民税は毎年1月1日現在で市内にお住まいのかたに、固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在で市内に固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちのかたに、それぞれ課税されます。海外へ出国される場合には、これらの市税の納付および納税管理入選定等の手続きが必要ですので、下記へご連絡ください。

- 個人市民税 課税課市民税担当 ☎38-2016
- 固定資産税 課税課固定資産税担当 ☎38-2017
- 納税相談 収 税 課 ☎38-2014
- 口座振替 課税課管理担当 ☎38-2015

軽自動車税も出国・転出時には手続きが必要です

軽自動車税は毎年4月1日現在で軽自動車(原動機付自転車を含む)をお持ちのかたに課税されます。廃車・譲渡した場合は盗難にあった場合でも登録をそのままにしていると課税されますので、廃車等の手続きをしてください。また、市外へ転出される場合は、芦屋市で廃車の手続きをし、転出先の住所地で登録する必要があります。海外へ出国される場合も廃車の手続きが必要ですので、下記の場所に必要な書類を確認のうえ、必ず登録の変更・廃車等の手続きをしてください。

なお、軽自動車税は年度途中で廃車されても月割計算で還付する制度はありません。

- 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の手続き 課税課管理担当(市役所南館1階・13番窓口) ☎38-2015
- 軽自動車(二輪)・二輪の小型自動車の手続き 神戸運輸監視部兵庫陸運部 神戸市東灘区魚崎浜町34-2 ☎050-5540-2066
- 軽自動車(三輪・四輪)の手続き 軽自動車検査協会兵庫事務所 神戸市西区玉津町居住字孫田67-1 ☎078-927-3648

【神戸運輸監視部からのお願い】 <http://www.tb.mlit.go.jp/kabe/>
毎年、年度末は、自動車の検査・登録申請窓口が非常に混雑しますので、自動車の検査・登録手続きは、3月中旬までに済ませてください。
継続検査は、自動車検査証の有効期限の満了する日の1カ月前から受けられます。

- 登録関係のお問い合わせ ☎050-5540-2066
- 検査関係のお問い合わせ ☎078-453-1102

※ユーザー車検予約サイト(パソコン) <http://www.navi.go.jp/>
(携帯電話) <http://www.navi.go.jp/m/>

年金

重度障害者等特別給付金・無年金外国籍高齢者等福祉給付金 支給要件が一部改正されます

制度発足時、国民年金に加入できなかった在日外国人や長期海外に滞在していた日本人に対し、「重度障害者等特別給付金」「無年金外国籍高齢者等福祉給付金」を給付しています。該当されるかたは、それぞれの担当窓口へ申請してください。

【4月からの主な改正点】 *詳細については、各担当へお問い合わせください。

- 重度障害者等特別給付金《障害福祉課 ☎38-2043》
平成23年度から、重度障害者等特別給付金の対象者で65歳以上のかたは、年額90万円以上 重度障害者 または39万6,000円 中度障害者 の老齢・遺族厚生年金、退職・遺族共済年金を受給しているも、度障害者等特別給付金との併給ができるようになります。
- 無年金外国籍高齢者等福祉給付金《市民課年金担当 ☎38-2036》
平成23年度から、公的年金等との併給上限額が、年額40万5,600円から71万2,000円未満に変更になります。

子ども医療費助成制度《入院分》をご存じですか？

小学校4年生から中学校3年生の、子ども入院医療費を助成する制度です。

- 助成額 入院医療費 高額療養費等を差し引いた額の自己負担額の3分の1
- 所得制限 保護者等の市区町村民税所得割額が23万5千円未満であること
- 申請方法 医療機関等の領収書・健康保険証・印鑑・振込先口座が確認できるもの・課税証明書(転入者等で本市に所得申請していないかたのみ)(高齢療養費支給決定通知書および付加給付証明書(該当者のみ)を下記へ)

問い合わせ 保険医療助成課 医療助成担当 ☎38-2037

夜間(17:00~9:00)水道修理事当番表【3月】

水道の修理は「芦屋市指定給水装置工事事業者」へお尋ねください。

平日の昼間は水道部へお尋ねください。	店名	TEL	当番日
	西岡設備工業所	22-6900	1.7.13.19.25.31
	前忠工業棟	31-8548	2.8.14.20.26
	中央水道工務所	22-3552	3.16.22.28
土曜日・日曜日・祝日は市役所(☎31-2121)へお尋ねください。	原田商会	22-0706	4.10.23.29
	越智商会	22-3708	5.11.17.30
	柳大阪商会	32-6302	6.12.18.24
夜間の修理は、右の業者が待機しています。	(資)神明商会	22-3565	9.15.21.27

問い合わせ 水道工務課 ☎38-2083

平成23年 春季全国火災予防運動 3月1日~7日

「消したかな」あなたを守る 合言葉(全国統一防火標語) 火災から人命を守ろう(阪神地区統一標語)

この運動は、火災が発生しやすいこの季節に、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、市民の皆さんの財産の損失を防ぐことを目的としています。特に、住宅火災での死者数低減を目指し、本年5月末までに完了予定の既存住宅への火災警報器の早期設置にも、積極的に取り組んでいるところです。

【重点目標】
■住宅防火対策<火災から「いのちを守る7つのポイント」>
寝たばこは、絶対にやめる。ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用。ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。寝具や衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器を設置する。高齢者や身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

■放火火災・連続放火火災防止対策<放火されない環境づくり>
放火されない環境づくりは、地域住民一人ひとりが積極的に放火火災に対する注意を心掛けることはもとより、関係行政機関・関係団体、事業所、町内会や住民・地域が一体となって、一過性の対策ではなく継続的に取り組むことが重要です。燃えやすいものを家の周囲に置かない。家のまわりを明るくする。自動車やバイクのボディカバーは、防災製品にする。

■特定防火対象物における防火安全対策の徹底
防火管理体制の充実。避難施設等および消防用設備等の維持管理の徹底。防災物品の使用の徹底および防災製品の使用の推進。

■製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進
電気用品、燃焼機器、自動車等の火災の発火源となることが多い製品について、適切な使用・維持管理を心掛け、火災事故防止に努めましょう。

■林野火災予防対策
春を迎えて、入山者の増加等が見込まれます。入山者は、防火意識の高揚を図りましょう。

■乾燥時・強風時の火災発生防止対策
乾燥時や強風時には火災発生の危険が大きく、また火災が発生すると大火になる危険性が高いため、火気の取り扱いには細心の注意を払いましょう。また、強風時にはたき火等を行わないようにしましょう。

※詳細は、市ホームページ・消防コーナー掲載の「住宅防火対策」をご参照ください。
問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

県公社(朝日ヶ丘町)住宅の入居者募集

- 内 容 空家対策対象住宅(所得制限の緩和あり)<先着順>
- 資 格 本市に1年以上居住する住宅困窮者(持ち家のあるかた不可)、案内書(下記で配付)の資格要件すべてに該当するかた
- 募集戸数 3DK・4戸 B棟(55.3㎡)J08・J03室 / C棟(53.8㎡)J05・J06室
- 家 賃 B棟 23,200円 / C棟 30,100円
- 申し込み 平日の執務時間内に下記(市役所南館地下1階)へ
*入居者が決定し次第、締め切ります。

問い合わせ 住宅課 ☎38-2026

公的個人認証サービス

証明有効期限は、切れていませんか？
公的個人認証サービスの電子証明書の有効期間は、発行日から起算して3年間です。有効期間が満了し失効した場合は、電子申請・届け出に使うことができません。更新の手続きが必要なかたは、お早めに手続きをお済ませください。
《休日特別窓口もご利用ください》
開設日時 3月12日(土)午前10時~午後4時
開設場所 市民課(市役所北館5F・警備室で手続き後に19番窓口へ)
内容・手数料
住民基本台帳カードの申請・交付 無料 * 3月31日まで
公的個人認証(電子証明書)の申請・交付 500円

受け付け時に必要なものは、市ホームページまたは市民課へ

芦屋市役所 問い合わせ 市民課 ☎38-2030



芦屋川の風景(平成23年2月14日撮影)

「市民マナー条例」の一部改正について

本市では市民の皆さんの安全で快適な生活環境を守るため、「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例(通称「市民マナー条例」)の改正を検討し、昨年十二月十一日から本年一月十一日までの間、芦屋川流域及びキヤナルパーク護岸での「バーベキュー等の禁止」および「キヤナルパーク水路での指定された時間におけるプレジャーボート等の航行禁止」を規定する案について、皆さんの意見を募集しました。その結果、七百八十八人のかたから八百七十七件のご意見をいただきましたので、その概要と市の考え方をお知らせします。なお、いただいたご意見の詳細は、市役所北館「階行政情報コーナー」で閲覧、または市ホームページでもご覧いただけます。現在、これらのご意見を参考にした改正条例案を、三月の定例市議会に提案しています。

【主な賛成意見】
両方に関するご意見のうち、原案に賛成するご意見は五百七十二件、反対のご意見は二件、その他一件という結果でした。主な内容は、次のとおりです。
「主な賛成意見」
意見を募集するまでもなく、市民が困っているなら早く条例を待ち望んでいた。早く制定をレジャーも必要だが、人に迷惑をかけてはいけない。最低限のマナーを守れない人がいる以上、規制を大切に守ってほしい。そのため規制に賛成/条例の有効・実効性を担保するために、関係機関等と協議することが必要だ。罰則を伴った規制を条例を作るだけでなく魂を入れる検討も必要だ。
「市の考え方」
条例案が可決されましたら、関係機関とも連携して啓発活動を十分にを行い、周知徹底を図ります。

【反対意見】
「反対意見」
人間の歴史の中で、規制の強化で社会秩序が改善されたことはない/何でも禁止するのは反対
「市の考え方」
市民の皆さんの生活環境を守るため、必要な場所または場所と時間帯を指定して禁止させていただくものである。ご理解をお願いします。

【反対意見】
「反対意見」
原案に賛成のご意見は九十三件、反対は三件でした。
また、原案より厳しい規制を求めるご意見は九十四件、その他のご意見は一件ありました。
【主な賛成意見】
休日早朝からの騒音は大変迷惑。条例の早期実現を/全面禁止ではなく、妥当と思われる時間帯などは賛成する/夜間航行については、規制は当然と思う/時間帯はもっと厳しくしてもよいと思うが、第一歩として賛成する/あらゆる自由は無制限な自由はない。自由と権利に制限がつきもの。静かにというお願いが守れない以上、条例で規制が必要だ。
「市の考え方」
海上は基本的に自由航行が原則ですが、市としては、住居が近接しているキヤナルパークの水路については、住民の静穏な生活環境を守る必要があると考えています。今回の改正案は、近隣にお住まいの市民のかたが自宅をくぐる夜六時から翌朝八時の時間帯について動力船の航行を禁止しようとするものです。
また、指定された時間帯における航行禁止であることから、海洋スポーツを不当に規制することにはならないと考えています。
なお、船の騒音値を測定して制限することの実効性に乏しいため困難であると考えています。この理解をお願いします。
【原案より厳しい「ご意見」】
高速でカヌーに異常接近するなど危険な航行をするウエイクボードが目立つ。動力船は全面航行禁止を/マナーを守らないプレジャーボートの数を減らしたい。他地域の利用者の脅威になっている。外海へ出てやってほしい/キヤナルパークはカヌーの練習にとっすばらしい環境でありたいと思います。

【反対意見】
「反対意見」
原案に賛成のご意見は二十七件、反対は六件、その他は一件でした。
【主な賛成意見】
ごみを放置する、川にごみを捨てるなどマナーの悪い利用者が目立つので禁止に賛成/近隣マンションの禁止に賛成/バス停留所にも不法投棄され迷惑している/火の始末が十分なのがおかしい/あのおいしは周囲にとって異臭以外の何者でもない/静かな川辺も土日の週末は大騒ぎ/お酒を飲んで夜遅くまで騒ぐ人もいる/芦屋の景観を損なう/有料の許可されているサイトであればよい。
「市の考え方」
条例が可決されましたら啓発活動を十分にを行い、周知徹底を図ります。
【反対意見】
「反対意見」
場所を特定し認容できないか。本質的問題点から場所と行為を限定した最小限の規制にとどめるべき
/芦屋川の河原でのバーベキューは身近で自然に親しめ子どもたちを火のおこし方や後始末料理などを教えるよい機会。違法駐車やごみの後始末などの取り締まりを厳しくし、バーベキューの禁止はやめてほしい。
「市の考え方」
禁止区域として指定する区域は「隣接する地域の生活環境および自然環境を保全する必要がある区域」と考えています。バーベキューが自然に親しめるよい機会であること、ご指摘のとおりですが住居が近接している区域については住民の生活環境を守ることが必要だと考えます。なお、総合公園内に有料のバーベキューサイトを設けており、すでにご利用をお願いしています。

地デジ詐欺にご注意ください!

アナログテレビ放送は今年7月に終了します

アナログテレビ放送のデジタル化に便した詐欺が発生しています。国や放送局がお金を請求することは絶対にありません。

《こんな詐欺が増えています!》
業者が地デジ普及のため集金に来た地デジ工事をかたり前金を騙し取られた総務(地デジ)と名乗る職員が訪問し費用を請求された

《被害にあわないために!》
頼んでいない請求・覚えのない請求は、はっきりと断る。絶対に部屋に上がらせない。訪問者の名前・連絡先などをメモし、身分証明書の提示を求める。一人で判断せず、家族・信頼できる近くの電器店・デジサポ等に相談する。

【お問い合わせ】
*総務部 地デジコールセンター ☎0570-07-0101 (つながらない場合 ☎03-4334-1111)
*芦屋警察署 ☎23-0110
*デジサポ兵庫 ☎078-330-0101
<http://www.digisuppo.jp/index.php/branch/hyogo/32/cheat/>

芦屋川をきれいにしませんか?

芦屋川河川敷の清掃活動に、ご参加ください!

- 日時 3月19日(土)午前10時~集合>~正午(雨天中止)
- 会場 開森橋北~市民センター(開森橋東詰北側集合) 市民センター~芦屋川河口(市民センター西側道路集合) 鉄火はさみ・軍手・ごみ袋は用意します

《動物愛護協会からのお知らせ》
ペット(犬)のふんの処理は、飼い主の責任です。ノーリードで犬等の散歩をさせないでください。

問い合わせ 芦屋市役所代表 ☎31-2121<当日>/ 動物愛護協会事務局 ☎38-2033(経済課内)

意見募集の結果へ概要へお知らせします

環境課 ☎38-2051